

5. 情報提供・情報収集に関する取組

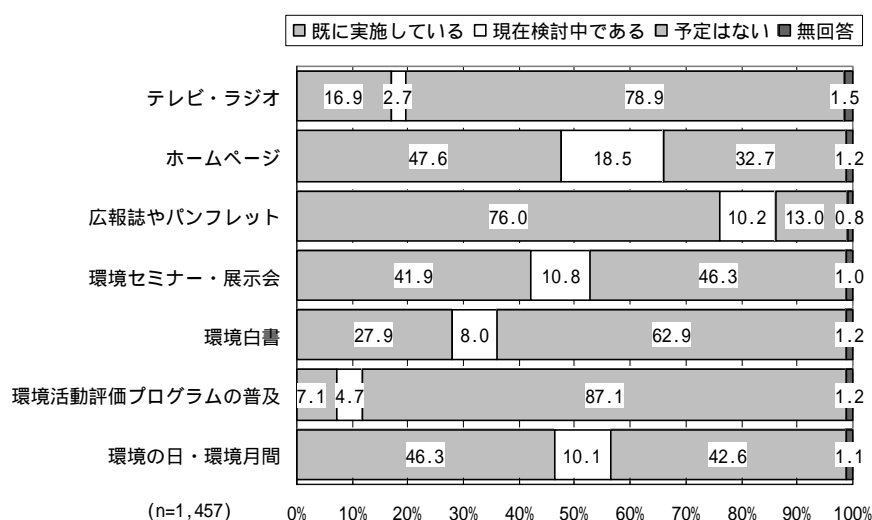
5 1 環境保全施策の促進のための情報提供方法と内容

(1) 各主体に向けた具体的な情報提供の方法(問 15)

【全体的な傾向】

- 全体では環境情報の提供方法・媒体は、『広報誌やパンフレット』（実施中 76.0%）が最も多く、次いで『ホームページ』（同 47.6%）、『環境の日・環境月間』（同 46.3%）と続く。『テレビ・ラジオ』（同 16.9%）と『活動評価プログラム』（同 7.1%）は少ない（図表 III-68）。

図表 III-68 環境施策を実施するに当たっての具体的な情報提供の方法（全体）



【基本属性別の特徴】

- 都道府県と政令指定都市での環境情報提供は、紙媒体、イベント、電子媒体、電波媒体など多彩であり、ほぼすべての団体に活用されている。『環境活動評価プログラムの普及』は都道府県で8割強、政令指定都市で約7割に達している。市区町村では、『広報誌やパンフレット』や『ホームページ』『環境の日、環境月間』が多い（図表 III-69）。

図表 III-69 環境施策を実施するに当たっての具体的な情報提供の方法（基本属性別）

情報提供の方法	都道府県 n = 39		政令都市 n = 12		市区町村 n = 1,406	
	実施中 (%)	検討中 (%)	実施中 (%)	検討中 (%)	実施中 (%)	検討中 (%)
テレビ・ラジオ	97.4	0.0	75.0	0.0	14.2	2.8
ホームページ	100.0	0.0	100.0	0.0	45.7	19.1
広報誌やパンフレット	100.0	0.0	100.0	0.0	75.1	10.6
環境セミナー・展示会	100.0	0.0	100.0	0.0	39.8	11.2
環境白書	100.0	0.0	91.7	0.0	25.4	8.3
環境活動評価プログラムの普及	84.6	2.6	66.7	0.0	4.4	4.8
環境の日・環境月間	100.0	0.0	100.0	0.0	44.3	10.5

(注) 網掛けは、実施率 50%以上示す。

【市区町村の属性別の特徴】

- 市区町村の人口規模別に環境情報の提供方法・媒体をみると、半数以上の団体に利用されているのは『広報誌やパンフレット』である。その実施率も人口規模の増加とともに上昇し、「1万人未満」の59.9%に対して「10万人以上」(97.7%)では9割を超えている(図表 III-70)。
- 『環境の日、環境月間』や『環境セミナー・展示会』などのイベントとともに、『ホームページ』や『環境白書』『テレビ・ラジオ』でも、人口が多いほど実施率が上昇する傾向は顕著である。『環境活動評価プログラムの普及』については、事実上、「10万人以上」の団体での実施である(実施率は23.0%)。
- 人口規模が大きいほど、多様な方法・媒体で環境関連情報を提供していることがわかる。特に、「10万人以上」の地方公共団体の取組は多彩である。

図表 III-70 環境施策を実施するに当たりの具体的な情報提供の方法(人口別)

情報提供の方法	(%)				
	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
テレビ・ラジオ	6.3	4.9	9.4	13.7	45.5
ホームページ	15.0	32.2	45.3	68.8	89.5
広報誌やパンフレット	59.9	68.0	76.4	85.5	97.7
環境セミナー・展示会	10.7	23.6	43.3	58.1	86.8
環境白書	0.9	4.6	17.7	43.2	82.1
環境活動評価プログラムの普及	0.0	0.5	1.0	3.0	23.0
環境の日・環境月間	27.7	33.9	45.3	52.6	77.0

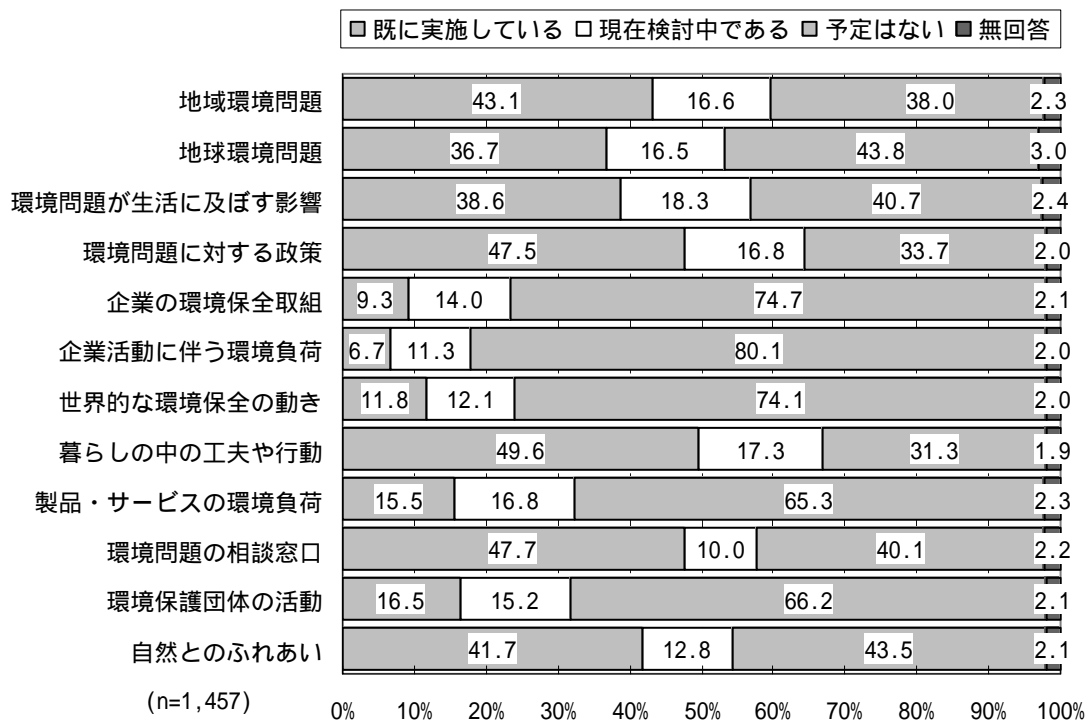
(注) 網掛けは、実施率40%以上を示す。

(2) 各主体の取組促進のための情報提供の内容(問 16)

【全体的な傾向】

- 地方公共団体による環境情報の提供内容は、全体では『暮らしのなかの工夫や行動』(実施中 49.6%)、『環境問題の相談窓口』(同 47.7%)、『環境問題に対する政策』(同 47.5%)、『地域環境問題』(同 43.1%)が約 4 割で、特に行政施策に関する情報が上位を占める(図表 III-71)。
- 次いで、『自然とのふれあい』(実施中 41.7%)、『環境問題が生活に及ぼす影響』(同 38.6%)、『地球環境問題』(同 36.7%)など、環境問題の現状・課題や環境問題と市民生活の関係についての情報が多い。
- 『製品・サービスの環境負荷』『環境保護団体の活動』『世界的な環境保全の動き』『企業の環境保全の取組』『企業活動に伴う環境負荷』の実施率は概ね 1 割以下である。これらの企業や環境 NPO の活動状況に関する情報は、日常生活には必ずしも直接的な影響を与えないものの、環境問題の重要な側面である。それゆえ、いずれも「既の実施中」よりも「現在検討中」の比率が高い傾向があり、今後、取り組む団体が増えることが予想される。

図表 III-71 提供している環境情報の内容(全体)



【基本属性別の特徴】

- 都道府県と政令指定都市が提供する環境情報の内容は幅広く、行政施策、環境問題の現状・課題、環境問題と市民生活の関係などについてはほぼ 9 割以上の団体が提供している。企業や環境 NPO の活動状況についても、6 割以上の団体で提供されている(図表 III-72)。
- 市区町村では、いずれの環境情報についても提供している団体の割合は少なく 4 割以下である。その中では、『暮らしの中の工夫や行動』(実施中 47.9%、検討中 17.8%)が最も多い。

図表 III-72 提供している環境情報の内容（基本属性別）

(%)

情報提供の方法	都道府県 n = 39		政令都市 n = 12		市区町村 n = 1,406	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
地域環境問題	100.0	0.0	91.7	8.3	41.1	17.1
地球環境問題	97.4	0.0	100.0	0.0	34.5	17.1
環境問題が生活に及ぼす影響	100.0	0.0	100.0	0.0	36.4	18.9
環境問題に対する政策	100.0	0.0	100.0	0.0	45.6	17.4
企業の環境保全取組	74.4	17.9	66.7	16.7	7.0	13.9
企業活動に伴う環境負荷	64.1	10.3	75.0	0.0	4.5	11.4
世界的な環境保全の動き	46.2	5.1	58.3	8.3	10.5	12.4
暮らしの中の工夫や行動	94.9	5.1	91.7	0.0	47.9	17.8
製品・サービスの環境負荷	51.3	5.1	33.3	25.0	14.4	17.1
環境問題の相談窓口	94.9	0.0	91.7	0.0	46.0	10.4
環境保護団体の活動	84.6	10.3	66.7	0.0	14.2	15.5
自然とのふれあい	97.4	2.6	83.3	8.3	39.8	13.1

(注) 網掛けは、実施率 40%以上を示す。

【市区町村の属性別の特徴】

- 市区町村の人口規模別に環境情報の提供内容をみると、いずれの情報についても人口規模の増加とともにその実施率が上昇することが顕著である。実施率の高い行政施策情報である『環境問題に対する政策』では、「1万人未満」の2割強（20.7%）に対して、「10万人以上」では8割（85.6%）を超えている（図表 III-73）。
- 人口規模が大きいほど、多様な環境関連情報を提供している。特に、「10万人以上」の団体では環境情報が多彩であり、企業や環境 NPO の活動状況も少なからず提供されている。

図表 III-73 提供している環境情報の内容（人口別）

(%)

情報提供の方法	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
地域環境問題	21.6	31.7	37.9	48.3	80.5
地球環境問題	13.3	21.1	33.0	49.6	73.5
環境問題が生活に及ぼす影響	15.3	26.6	36.0	49.1	72.0
環境問題に対する政策	20.7	34.4	47.8	58.1	85.6
企業の環境保全取組	0.9	2.4	4.4	8.1	25.7
企業活動に伴う環境負荷	1.2	1.9	2.5	3.8	18.3
世界的な環境保全の動き	3.7	4.6	7.9	14.1	29.2
暮らしの中の工夫や行動	26.5	36.9	43.8	63.2	85.6
製品・サービスの環境負荷	5.5	9.8	12.8	18.4	31.9
環境問題の相談窓口	24.8	41.7	44.3	58.1	74.7
環境保護団体の活動	7.5	7.9	10.3	16.2	36.6
自然とのふれあい	24.2	24.9	37.4	52.6	75.5

(注) 網掛けは、実施率 40%以上を示す。

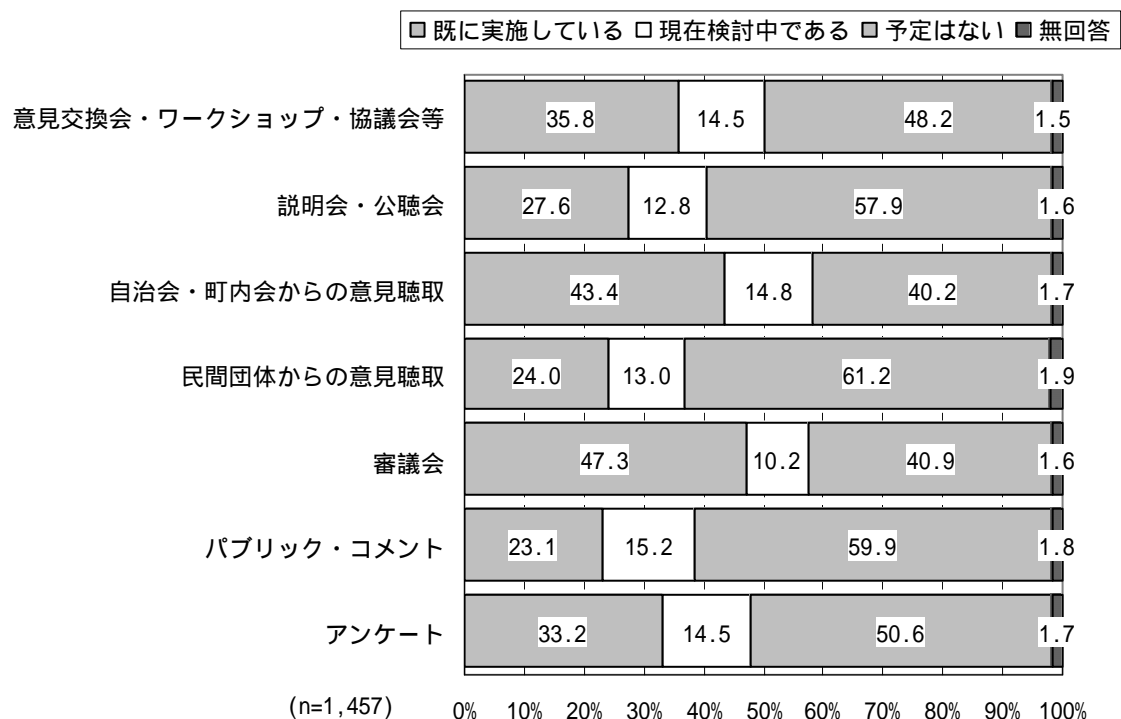
5 2 環境保全施策の促進のための情報収集の方法

(1) 環境保全施策促進のための住民等の意見の取入方法(問 17)

【全体的な傾向】

- 環境施策の推進のためにどのようにして住民などの意見を取り入れているかについては、全体では、『自治会・町内会からの意見聴取』（実施中 43.4%、検討中 14.8%：計 58.2%）が最も多く採用されている。次いで、『審議会（委員等公募）』（同 47.3%、10.2%：計 57.5%）、『意見交換・ワークショップ・協議会等』（同 35.8%、14.5%：計 50.3%）である（図表 III-74）。
- 『民間団体からの意見聴取』（同 24.0%、13.0%：計 37.0%）や『パブリック・コメント』（同 23.1%、15.2%：計 38.3%）は少なく、手法として途上にあるようである。

図表 III-74 環境保全施策における住民等の意見取入方法（全体）



【基本属性別の特徴】

- 都道府県と政令指定都市が住民等の意見を取入れる方法は、審議会、説明会・公聴会、環境NPOなどからの意見聴取、パブリック・コメントなどであり、いずれも約7割以上の団体が実施している。ただし、都道府県の場合『自治会・町内会からの意見聴取』は行政特性から比較的少ない(図表 III-75)。
- 市区町村では、いずれの方法についても取り組む団体は比較的少なく概ね4割以下である。ただし、『自治会・町内会からの意見聴取』(43.8%)については、都道府県とは対照的で多い。

図表 III-75 環境保全施策における住民等の意見取入方法(基本属性別)

(%)

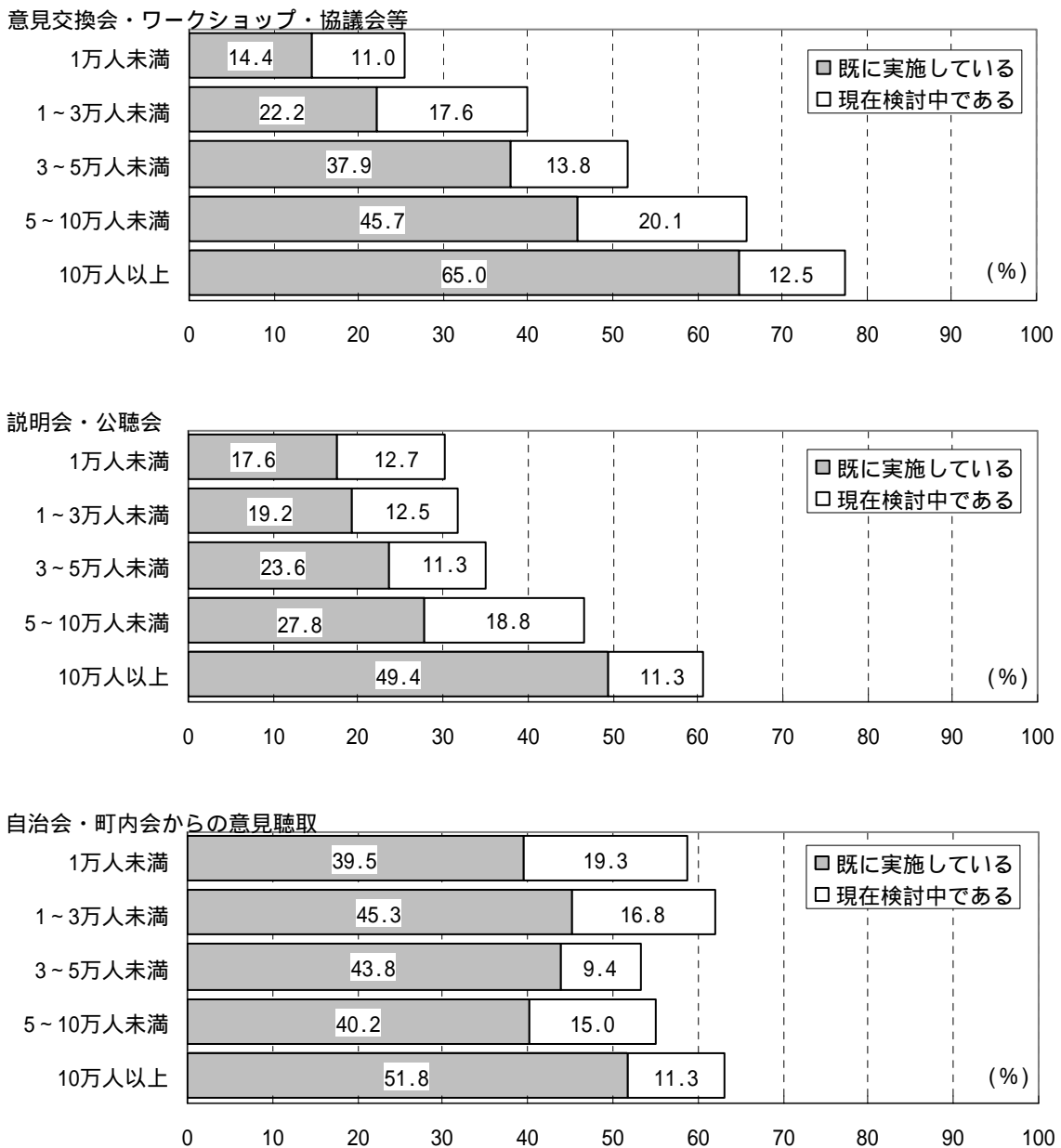
住民等の意見の取り入れ方法	都道府県 n = 39		政令都市 n = 12		市区町村 n = 1,406	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
意見交換会・ワークショップ・協議会等	94.9	0.0	91.7	8.3	33.6	14.9
説明会・公聴会	74.4	0.0	66.7	8.3	26.0	13.2
自治会・町内会からの意見聴取	25.6	7.7	50.0	16.7	43.8	14.9
民間団体からの意見聴取	87.2	0.0	66.7	16.7	21.8	13.3
審議会	82.1	0.0	75.0	8.3	46.1	10.5
パブリック・コメント	100.0	0.0	91.7	8.3	20.3	15.7
アンケート	92.3	0.0	75.0	8.3	31.2	14.9

(注) 網掛けは、実施率40%以上を示す。

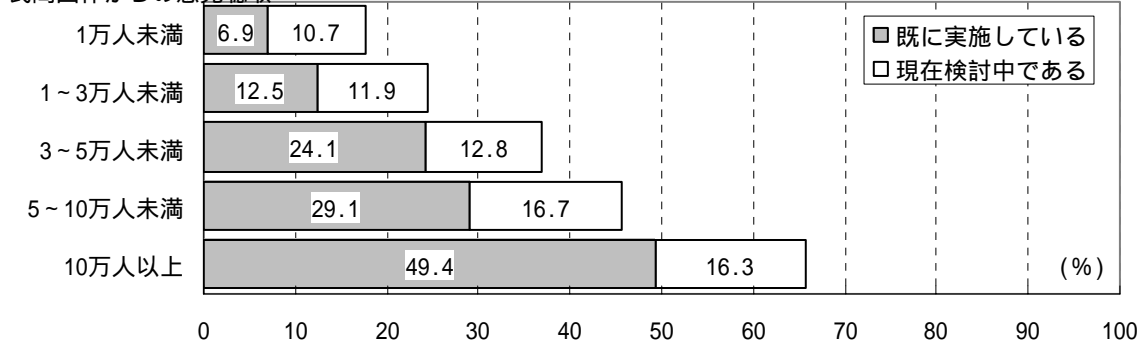
【市区町村の属性別の特徴】

- 市区町村において最も実施率の高い「自治会・町内会からの意見聴取」は、人口規模に関係なくおおむね4～5割の団体が行っている。「1万人未満」の39.5%に対し、「10万人以上」では51.8%である（図表 III-76）。
- 『審議会』『説明会・公聴会』『民間団体からの意見聴取』『パブリック・コメント』については、人口規模が大きいほど、その実施率は顕著に上昇する。なお、『民間団体』と『パブリック・コメント』では現在検討中が比較的多く、今後の増加が期待される。

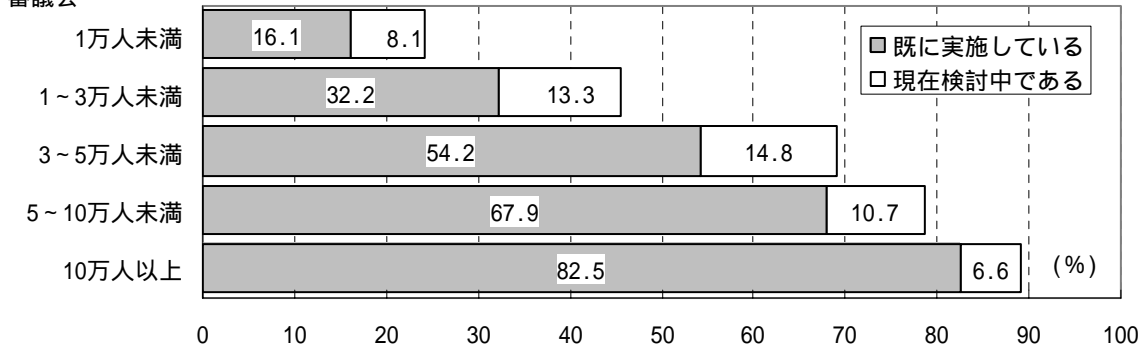
図表 III-76 環境保全施策における住民等の意見尾取入方法（人口別）



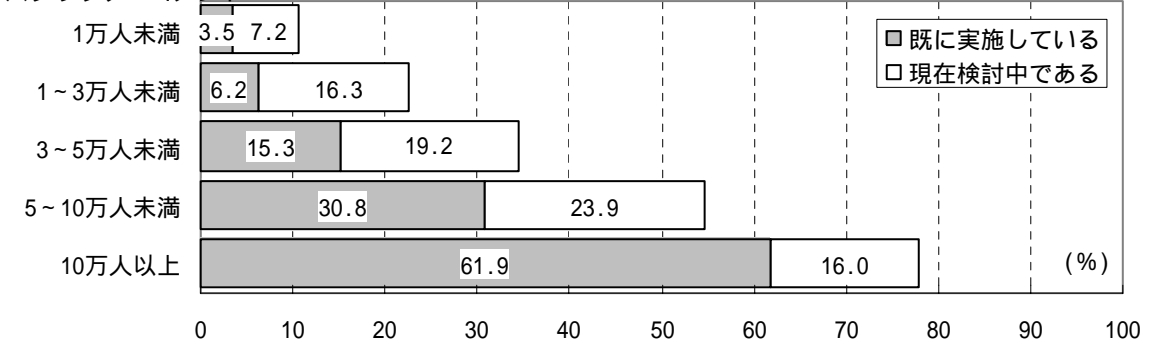
民間団体からの意見聴取



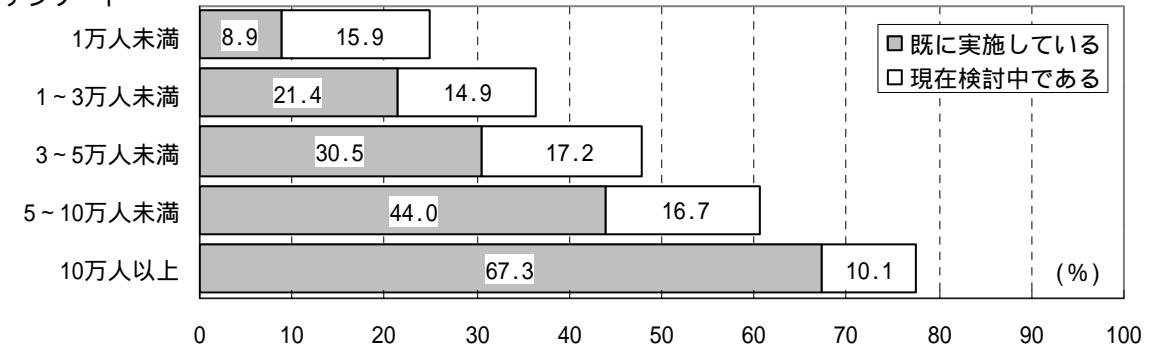
審議会



パブリック・コメント



アンケート



(n=1,418)

(2) 環境保全計画・条例見直しにおける住民等の意見の取入状況(問 18)

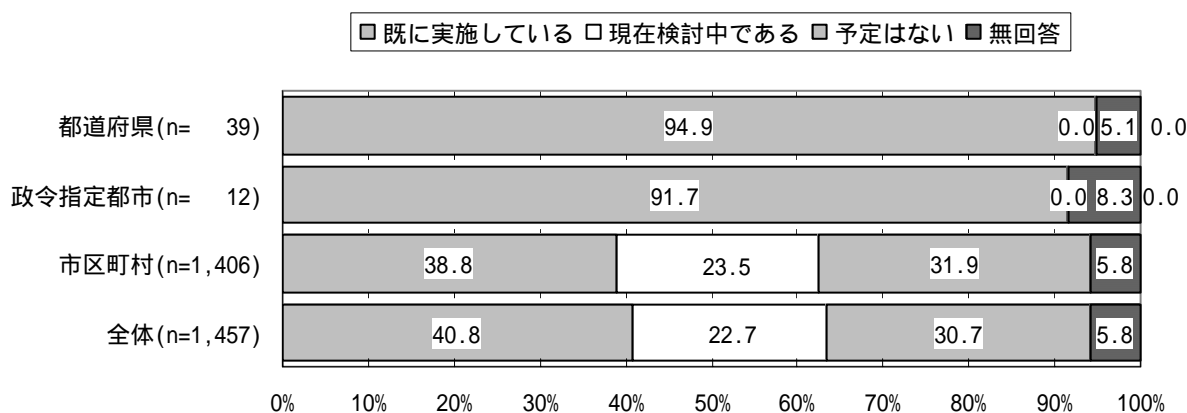
【全体的な傾向】

- 環境保全計画・条例見直しにおける住民等の意見の取入状況については、「既の実施」(40.8%)、「現在検討中」(22.7%)を加えて約6割(63.5%)を越す(図表 III-77)。

【基本属性別の特徴】

- 環境保全計画・条例見直しにおける住民等の意見の取入状況について、都道府県で「既の実施」が94.9%、政令指定都市で91.7%で実施しており、状況についてはかなり進んでいる(図表 III-77)。
- 市区町村では「既の実施」(38.8%)は4割弱、「現在検討中」(23.5%)も少ない。

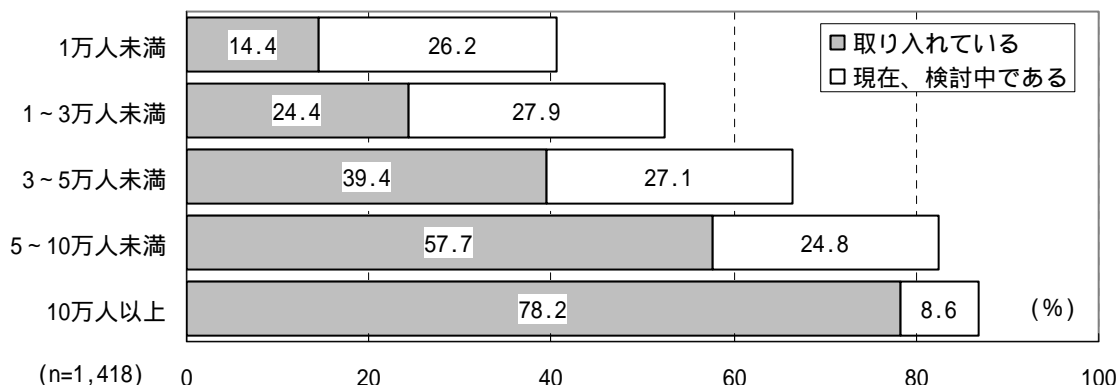
図表 III-77 環境保全計画・条例見直しにおける住民等の意見の取入状況(全体+基本属性別)



【市区町村の属性別の特徴】

- 市区町村における環境保全計画・条例見直しにおける住民等の意見の取入状況について人口規模別に見てみると、規模が大きくなるに従い、取入状況の割合は大きく上昇する。「1万人未満」(14.4%)では1割未満であるが、「10万人以上」(78.2%)では8割近くなる(図表 III-78)

図表 III-78 環境保全計画・条例見直しにおける住民等の意見の取入状況(人口別)

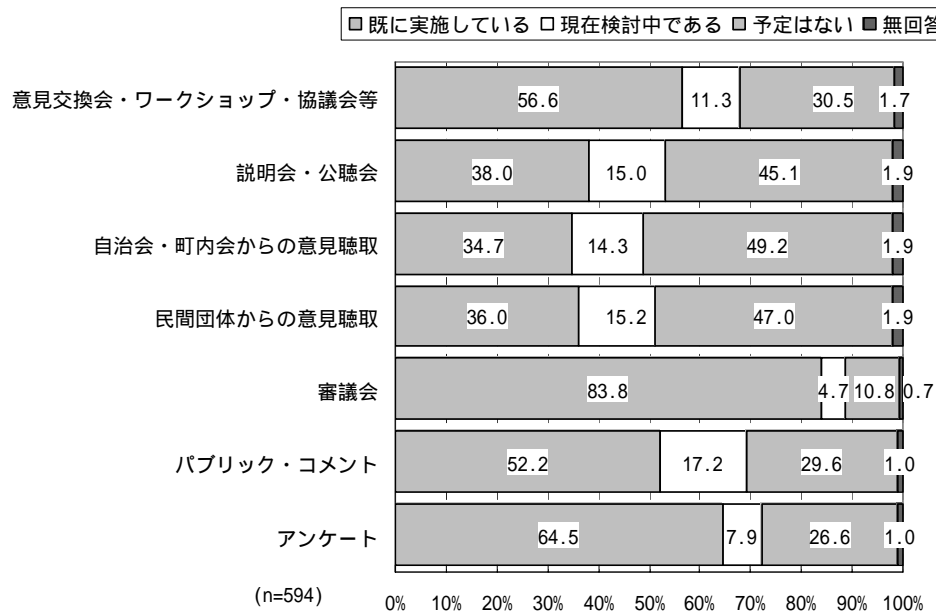


(3) 環境保全計画・条例見直しにおける住民等の意見の取入方法(問 18-1)

【全体的な傾向】

- 環境保全計画・条例見直しにおける住民等の意見取入方法については、全体では、『審議会』（実施中 83.8%、検討中 4.7%：計 88.5%）が最も多く採用されている。次いで、『アンケート』（同 64.5%、7.9%：計 72.4%）『意見交換・ワークショップ・協議会等』（同 56.6%、11.3%：計 67.9%）である（図表 III-79）。

図表 III-79 環境保全計画・条例見直しにおける住民等の意見の取入方法（全体）



【基本属性別の特徴】

- 都道府県と政令指定都市が住民等の意見を取入れる方法は、審議会、説明会・公聴会、環境NPOなどからの意見聴取、パブリック・コメントなどであり、いずれも約5割以上の団体が実施している。ただし、都道府県の場合、『自治会・町内会からの意見聴取』は行政特性から比較的少ない（図表 III-80）。

図表 III-80 環境保全計画・条例見直しにおける住民等の意見の取入方法（属性別）

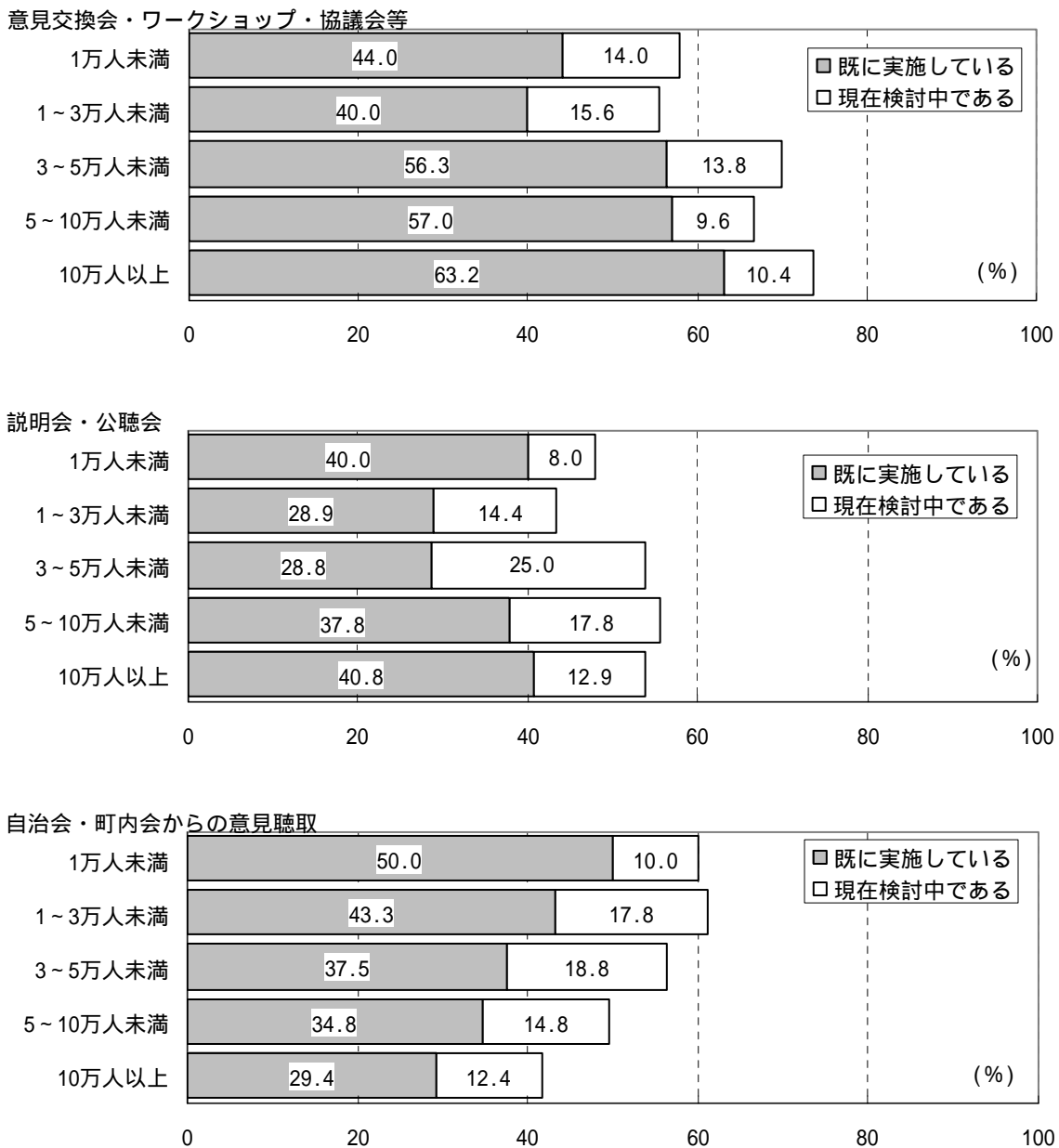
住民等の意見の取り入れ方法	(%)					
	都道府県 n = 37		政令都市 n = 11		市区町村 n = 546	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
意見交換会・ワークショップ・協議会等	78.4	2.7	63.6	18.2	54.9	11.7
説明会・公聴会	64.9	5.4	72.7	9.1	35.5	15.8
自治会・町内会からの意見聴取	13.5	10.8	54.5	27.3	35.7	14.3
民間団体からの意見聴取	75.7	0.0	54.5	18.2	33.0	16.1
審議会	83.8	0.0	81.8	0.0	83.9	5.1
パブリック・コメント	100.0	0.0	100.0	0.0	48.0	18.7
アンケート	86.5	5.4	100.0	0.0	62.3	8.2

(注) 網掛けは、実施率 40%以上を示す。

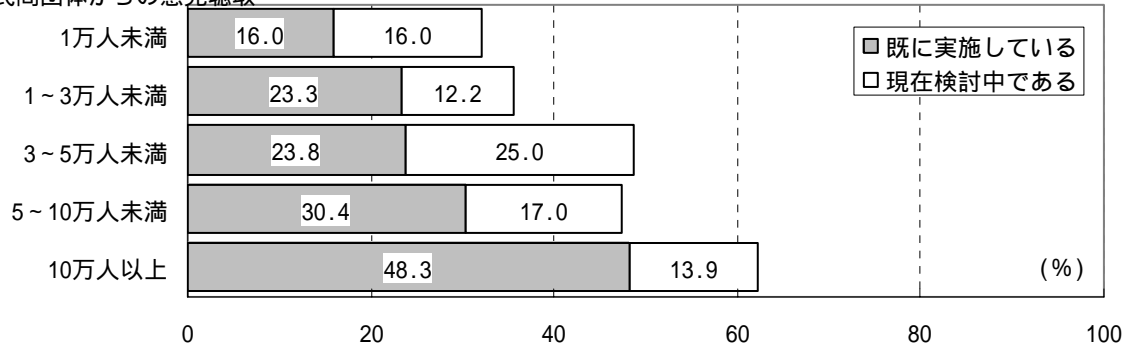
【市区町村の属性別の特徴】

- 市区町村において最も実施率の高い「審議会」は、人口規模に関係なくおおむね6～9割の団体がを行っている。「1万人未満」の60.0%に対し、「10万人以上」では92.5%である（図表 III-81）
- 『意見交換会』『民間団体からの意見聴取』『パブリック・コメント』『アンケート』については、人口規模が大きいほど、その実施率は増加傾向にあるが、『自治会・町内会からの意見聴取』は人口規模が小さいほど実施率が増加する。

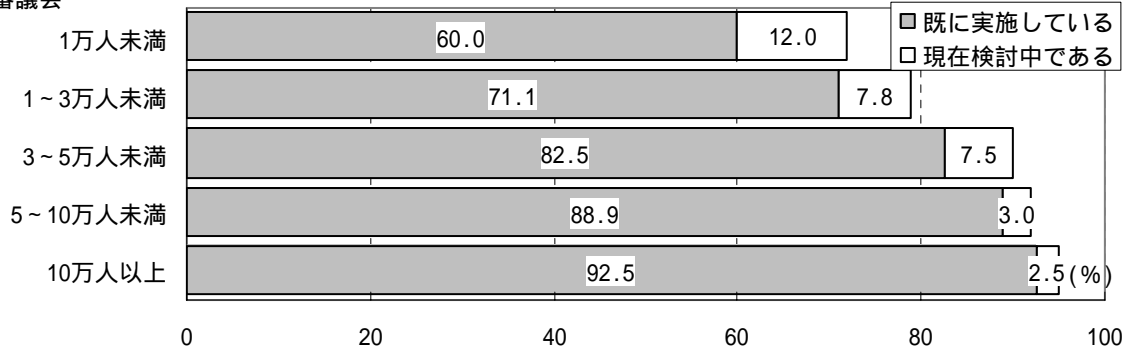
図表 III-81 環境保全計画・条例見直しにおける住民等の意見の取入方法（人口別）



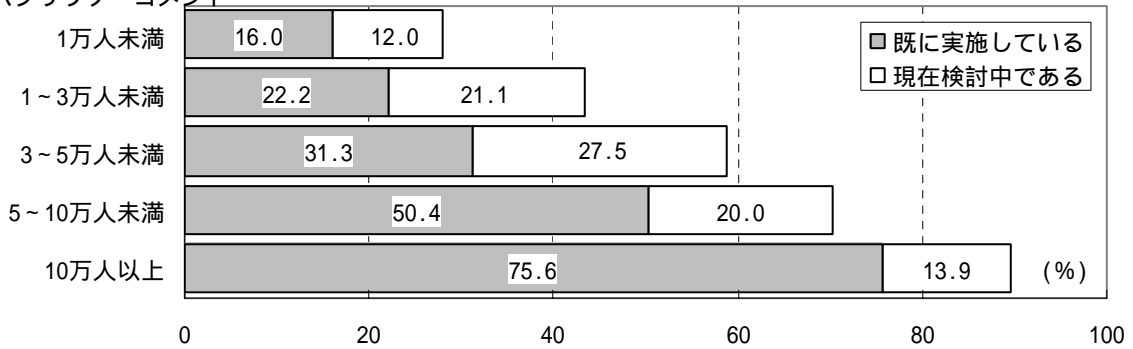
民間団体からの意見聴取



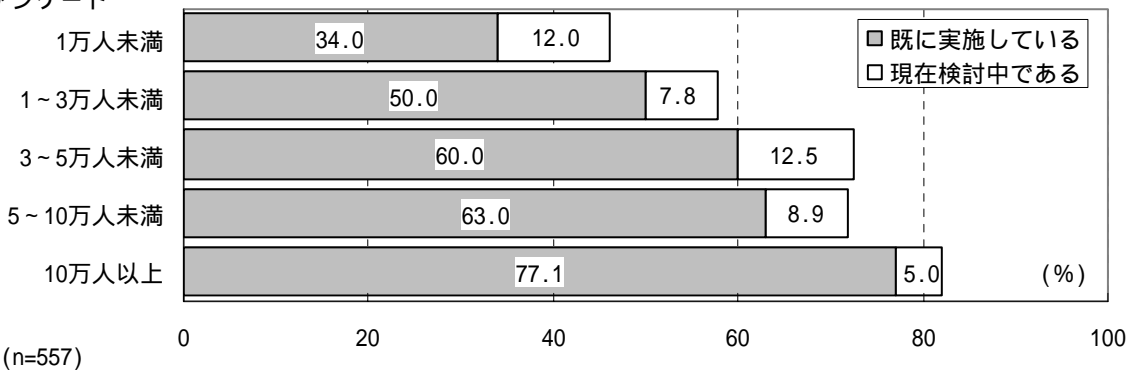
審議会



パブリック・コメント



アンケート



(n=557)

(4) 住民からの取入れた意見の対応結果の公表等の実施状況(問 18-2)

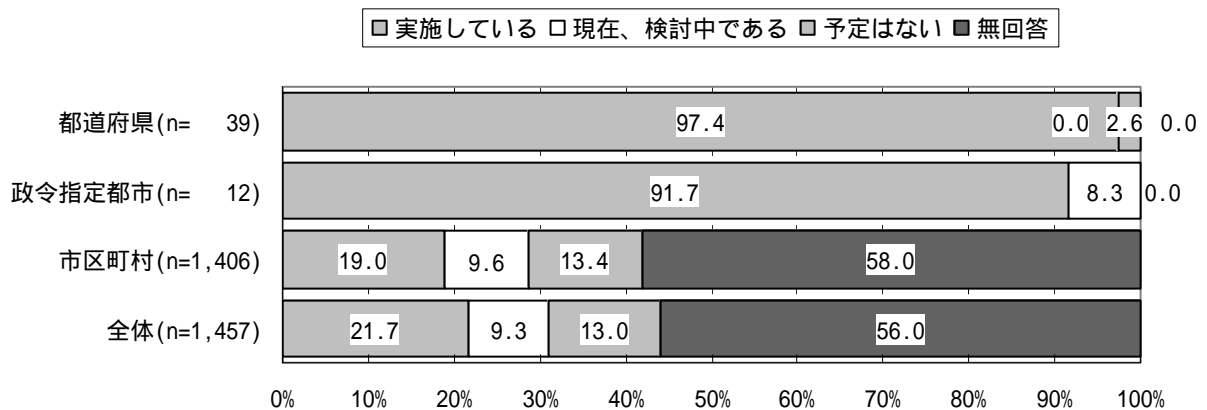
【全体的な傾向】

- 住民からの取入れた意見の対応結果の公表等の実施状況については、「既に実施」(21.7%)、「現在検討中」(9.3%)を加えて約3割(31.0%)である(図表 III-82)

【基本属性別の特徴】

- 住民からの取入れた意見の対応結果の公表等の実施状況について都道府県で「既に実施」が97.4%、政令指定都市では91.7%で実施が進んでいる(図表 III-82)
- 市区町村においては、「既に実施」(19.0%)は2割弱で「現在検討中」(9.6%)も少ない。

図表 III-82 住民からの取入れた意見の対応結果の公表等の実施状況(全体+基本属性別)



【市区町村の属性別の特徴】

- 市区町村における住民からの取入れた意見の対応結果の公表等の実施状況を人口別にみると、規模が大きくなるに従い、実施率が大きく上昇する。「1万人未満」(5.2%)では1割未満であるが、「人口10万人以上」(56.4%)では5割を超す(図表 III-83)

図表 III-83 住民からの取入れた意見の対応結果の公表等の実施状況(人口別)

